

これは正本である。

平成 22 年 6 月 24 日

水戸地方裁判所民事第2部

裁判所書記官 三浦 康路

平成 22 年 6 月 24 日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 三浦康路

平成 20 年（行ウ）第 21 号 公務外認定処分取消請求事件

口頭弁論終結日 平成 22 年 4 月 15 日

判

決

[REDACTED] 原 告 [REDACTED]

同訴訟代理人弁護士

谷 萩 陽 一

同

安 江 祐

同

佐 藤 志

同

五 來 則 男

同

丸 山 幸 司

同訴訟復代理人弁護士

長 瀬 佑 志

東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 5 号

被 告 地方公務員災害補償基金

同代表者理事長 橋 本 勇

同処分行政庁 地方公務員災害補償基金茨城県支部長

橋 本 昌 成

同訴訟代理人弁護士 羽 根 一 成

主 文

1 原告の請求を棄却する。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第 1 請求

地方公務員災害補償基金茨城県支部長が平成 19 年 1 月 18 日付で行った、

原告の被った災害について公務外であると認定した処分を取り消す。

第 2 事案の概要等

1 事案の概要

茨城県立日立第二高等学校（以下「日立二高」という。）の教諭である原告は、週休日である平成16年7月10日（土曜日）に同校において実施された株式会社ベネッセコーポレーション（以下「ベネッセ」という。）作成の総合学力記述模試（以下「本件模擬試験」という。）の監督を行うため、自家用車にて自宅から同校に向かう途中交通事故に遭い、頸椎捻挫などの傷害を負った（以下「本件事故」という。）。原告は、本件事故について地方公務員災害補償法に基づき公務災害認定を請求したところ、被告茨城県支部長（以下「茨城県支部長」という。）は、公務遂行性は認められないとして公務外認定処分を行った。

本件は、原告が公務外認定処分を不服として、行政事件訴訟法3条2項に基づき、被告に対し同処分の取消しを求めた事案である。

2 爭いのない事実等

(1)ア 原告は、茨城県立高校の教諭であり、平成10年4月1日日立二高に赴任し、本件事故当時、同校3年6組の副担任であり、国語（古典、比較文学）の授業を担当していた。

イ 被告は、地方公務員災害補償法により設置された組織であり、茨城県支部長はその支部の機関であって、地方公務員の公務災害についての公務上認定権限を有する者である。

(2) 原告は、平成16年7月10日、本件模擬試験の試験監督を行うため、自家用車にて自宅から日立二高に向かう途中、前を走行する自動車が停車したことから、自家用車を徐行させ停車させたところ、後続車に追突され（本件事故）、頸椎捻挫などの傷害を負った（本件事故により原告が頸椎捻挫などの傷害を負ったことについて、甲13の4、5、原告本人尋問の結果）。

(3) 原告は、平成18年3月20日、本件事故につき地方公務員災害補償法に基づき、茨城県支部長に宛てて公務災害認定を請求した。

- (4) 茨城県支部長橋本昌は、平成19年1月18日、本件事故につき公務外の災害であるとの認定処分を行った（以下「本件処分」という。）。
- (5) 原告は、平成19年3月23日、本件処分を不服として地方公務員災害補償基金茨城県支部審査会に宛てて審査請求を行った。
- (6) 地方公務員災害補償基金茨城県支部審査会長中井川昇一は、平成19年9月5日、上記(5)記載の審査請求を棄却する旨の裁決を行った。
- (7) 原告は、平成19年10月19日、本件処分を不服として地方公務員災害補償基金審査会に宛てて再審査請求を行った。原告は、同月29日付け補正書において、再審査請求の対象として本件処分に上記(6)記載の裁決を加える旨の補正をした（甲8）。
- (8) 地方公務員災害補償基金審査会長矢部裕は、平成20年3月19日、上記(7)記載の再審査請求を棄却する旨の裁決を行い、原告代理人は同年4月14日に同裁決書を受領した。
- (9) 原告は、平成20年10月10日に本件訴えを提起した。

3 争点及びこれに関する当事者の主張

本件の争点は、本件模擬試験の監督業務が公務であるか否かというものであり、これに関する当事者の主張は、以下のとおりである。

（原告の主張）

以下の点から、本件模擬試験の監督業務が公務に該当することは明らかである。

- (1) 公務災害補償制度は、憲法で定められた生存権、労働基本権の保障の精神に基盤をおいた特別の法定補償制度であり、公務性の判断においては、公務災害補償制度の趣旨が十分に生かされるような運用がなされるべきである。特に、教諭の職務は生徒に直接責任を負うものであるから、必要に応じて正規の勤務時間を超えて公務に従事することが日常的に行われざるを得ず、教諭の公務遂行性の判断においては、実質的に判断することが不可欠である。

ところで、本件模擬試験の監督について、本件事故当時、日立二高の校長であった [REDACTED]（以下「[REDACTED]校長」という。）から原告に対し形式的には出勤命令は出されていないが、後記(2)以下に記載する本件模擬試験実施の経緯、実施の方法などを実質的に判断すれば、原告にとって、本件模擬試験の監督業務は日立二高で分担する職務に該当するから、観念的には校長の職務命令に基づき遂行された公務であり、本件事故は公務により生じたものと認められる。

(2) 日立二高（以下、「日立二高」の記載を省略することがある。）では、平成14年度から週休日である土曜日にベネッセの総合学力模擬試験を年3回校内で実施すること、教諭（以下、特に断らない限り、「教諭」とは日立二高の教諭のことをいう。）全員で監督を分担することなどが職員会議において決められ、平成16年度においても3年生については土曜日に同模擬試験が実施された。模擬試験の実施日、実施内容などについては進路指導部が原案を作成し、職員会議で承認された後、校長の決裁を経て日立二高の年間行事予定となり、年間行事予定表及び公式な文書である学校要覧にも掲載された。本件模擬試験の実施主体が民間業者（ベネッセ）であるというのは実体と懸け離れている。

(3) 3年生を受け持つこととなった担任及び副担任の教諭（模擬試験にチーフとして立ち会う教諭を除く。）に対し、年度当初に「平成16年度第3学年学習指導係分担」という用紙が回され、各教諭は模擬試験の実施予定日のうち監督を希望する日を年間3回ずつ名前を記入することとされ、それに基づき監督を担当する日が決定された。そして、それに基づき、各担当者の名前の入った分担表が作成され、配布され、一旦監督と決定されたのに欠席すると模擬試験の実施が困難になるから、監督となった各教諭は勝手に欠席することはできない。

(4) 本件模擬試験のチーフであった [REDACTED]教諭が3年生の保護者に宛てた

■ 校長名の本件模擬試験に関する案内文を起案し、■ 校長、教頭らの決裁印をもらったうえで、生徒に対し、同案内文を配布した。本件模擬試験の対象者は3年生のうちBコース選択者（国公立、4大を目指す生徒がこれに当たる。以下、単に「Bコースの生徒」という。）全員及び希望者とされており、Bコースの生徒については、その受験料が経費として一括徴収されていたから、上記案内文により申込みをしなくとも全員が受験することにされていた。

(5) 監督業務に従事した教諭に対する手当は、日立二高の「模擬試験に関する申し合わせ事項」に基づいて学期毎に支給された。同手当は、生徒（保護者）が負担した金銭の中から支給されるもので、模擬試験の業者は生徒からいくら集め、教諭にいくら支払うかという点には全く関与していない。さらに、同手当は、日立二高の進路指導部から交付されるもので模擬試験の業者から振り込まれることではないこと、専門職である教諭に対する労務提供の対価として、監督手当として支払われた3000円ないし4000円という額は低額に過ぎることなどから、模擬試験の業者から支給される労務提供の対価という性質は有しない。加えて、日立二高は、生徒への受験案内、申込みの取りまとめ、成績の配布、自校会場における会場使用料、試験監督に関する費用などに関する費用（以下「事務処理費」という。）についても、ベネッセが設定する金額の範囲内で独自の規定を設けていた。

（被告の主張）

以下の点から、本件模擬試験の監督業務が公務に該当しないことは明らかである。

(1) 公務災害補償制度は、危険責任ないし報償責任の原理から設けられたもので、公務災害として補償の対象となるのは、公務を原因とする負傷であり、公務との相当因果関係（公務に内在する危険の現実化）が認められる負傷である。出勤又は退勤途上の交通事故による負傷は、公務を原因とする負傷

ではないから、本来補償の対象とはならないところ、被告は実務上の指針として認定基準を定め、職員が休日勤務を命じられた場合には一般的に公務上の災害として取り扱うものとしている（「公務上の災害の認定基準について」（乙1）、「出勤又は退勤の途上において職員が受けた災害の公務上外の認定について」（乙2））。この点、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）が、時間外勤務及び休日勤務は「政令で定める基準に従い条例で定める場合に限る」（同法6条1項）としたのを受けて、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（茨城県条例第55号。以下「給特法条例」という。）は、時間外及び休日勤務を命じる場合として4つの業務を定めている（同条例7条2項各号）。本件模擬試験の監督は上記4つの業務のいずれにも該当しないことから、■校長は原告に対し休日勤務を命じることはできず、また、現に原告に対し休日勤務を命じていない。

- (2) 本件模擬試験の問題の作成、採点、偏差値の測定及び結果の通知は、すべてベネッセが行っていた。また、本件模擬試験は、3年生のうち受験を申し込む旨の意思表示をした生徒のみが受験料を支払って受験するものである。よって、本件模擬試験の実施主体はベネッセであるといえるから、その監督業務は公務ではない。
- (3) 教諭に対し、本件模擬試験の監督手当が支払われているが、算出方法がどのようなものであっても、同手当はベネッセが支払ったものであり、本件模擬試験の監督はベネッセの業務といえる。さらに、給特法3条2項によれば、教諭については、時間外勤務手当及び休日勤務手当は支給しない旨が定められ、教諭は職務の対価としていかなる金員も收受することは許されない。よって、教諭に対し、本件模擬試験の監督手当が支給されている以上、本件模擬試験の監督業務は公務ではない。
- (4) 本件模擬試験受験中の生徒の災害は、独立行政法人日本スポーツ振興セン

ターの災害共済給付の対象とならない。さらに、平成15年度、平成16年度を除き、模擬試験の監督中の教諭の災害につきスポーツ安全保険の契約がなされ、保険料は事務処理費から支払われたが、この保険料は茨城県の歳出予算には編入されなかった。よって、本件模擬試験は学校管理下におけるものではなく、本件事故は公務上の災害とは認められない。

第3 爭点に対する判断

1 争いのない事実等、関係法令等の定め、証拠（甲1ないし9、12ないし20、22ないし27、31、乙1、2、4、5（書証は枝番を含む。）、原告本人尋問の結果）及び弁論の全趣旨によれば、以下の各事実等が認められる。

(1) 関係法令等

ア 納特法

3条

1項（略）

2 教育職員については、時間外勤務手当及び休日勤務手当は、支給しない。

3項（略）

6条 教育職員（管理職手当を受ける者を除く。以下この条において同じ。）を正規の勤務時間（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）第5条から第8条まで、第11条及び第12条の規定に相当する条例の規定による勤務時間をいう。第3項において同じ。）を超えて勤務させる場合は、政令で定める基準に従い条例で定める場合に限るものとする。

2項以下（略）

イ 納特法条例

7条 義務教育諸学校等の教育職員については、正規の勤務時間（職員の勤務時間に関する条例（昭和26年茨城県条例第40号）及び市町村立

学校県費負担教職員の勤務時間に関する条例(昭和46年茨城県条例第56号)に規定する勤務時間をいう。この項において同じ。)の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務(正規の勤務時間を超えて勤務することをいい、休日(給与条例第17条の規定により休日勤務手当が一般の職員に対して支給される日をいう。)において正規の勤務時間中に勤務することを含むものとする。次項において同じ。)は、命じないものとする。

2 義務教育諸学校等の教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、次に掲げる業務に従事する場合であって臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限るものとする。

- (1) 校外実習その他生徒の実習に関する業務
- (2) 修学旅行その他学校の行事に関する業務
- (3) 職員会議(設置者の定めるところにより学校に置かれるものをいう。)に関する業務
- (4) 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務

3項(略)

ウ 公務上の災害の認定基準について(平成15年9月24日地基補第153号。以下「認定基準」という。乙1。)

1 公務上の負傷の認定

次に掲げる場合の負傷は、原則として、公務上のものとする。(以下略)

(1) 次に掲げる場合に発生した負傷

ヰ 次に掲げる出勤又は退勤(括弧内省略)の途上にある場合(合理的な経路若しくは方法によらない場合又は遅刻若しくは早退の状態にある場合を除く。)

(キ) 地方公務員法第24条第6項の規定に基づく条例に規定する勤務を要しない日及びこれに相当する日（地方独立行政法人（地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）にあっては、地方独立行政法人が定める勤務を要しない日及びこれに相当する日をいう。以下「勤務を要しない日」という。）に特に勤務することを命ぜられた場合の出勤又は退勤の途上

(ケ) 勤務を要しない日とされていた日に勤務時間の割振りが変更されたことにより勤務することとなった場合（括弧書内省略）の出勤又は退勤の途上

(コ) (ア)から(ケ)までに掲げる場合の出勤又は退勤に準ずると認められる出勤又は退勤等特別の事情の下にある場合の出勤又は退勤の途上

エ 出勤又は退勤の途上において職員が受けた災害の公務上外の認定について（昭和48年11月26日地基補第541号。乙2。）

1の(1)のキの(キ), (ク)及び(ケ)について

本号は、勤務を要しない日又は休日に特に勤務するという個々の職員についての特別な状況を考慮し、当該特別な状況に管理者の拘束性を認め、正常な出勤又は退勤の途上の災害である限り、一般的に公務上の災害として取り扱うこととしたものであること。

(2)ア 原告は、本件事故の頃、勤務のある平日においては水戸市笠原町の自宅から水戸駅までの間は自家用車を、水戸駅から日立駅までの間は電車を、日立駅から日製病院前（日立二高から徒歩で約1分のところ）までの間はバスをそれぞれ利用して通勤していたが、週休日である土曜日、日曜日などに出勤する場合には、自宅と同校との間を自家用車を使用して行き来していた。

ウ 原告は、本件事故後、上記大橋病院において治療を受けたが、欠勤することなく日立二高での勤務を続けた。しかし、症状は容易に軽快せず、原告は上記イ記載のような治療を継続的に受けた。原告は本件事故の加害者との間では既に示談が成立している。

(3)ア 日立二高では、平成14年2月8日の職員会議において、同年4月から週休2日制が実施されることに伴い、進路指導部から、教諭による手作りのテストの外、土曜日を利用した模擬試験（全員を対象とする業者による模擬試験であり、問題の作成、採点や志望校への合否の見込みなどの評価は、模擬試験を提供する業者によって行われる。）を1、2年生につき年3回、3年生につき年1回実施することが提案され、提案どおり決定された。上記提案の趣旨については、「外部の模擬試験を使って生徒の学力の到達度、成績の推移を定点で確認し、今後の学習指導に活かしていく」「来年度から5日制となる。土曜日を有効に使っていきたい。」「授業時間を確保し、生徒の学力低下を防いでいきたい。」などと説明された。

平成14年度、平成15年度は、同決定どおり、1、2年生につき年3

回、3年生につき年1回、土曜日に模擬試験が実施され、教諭が分担して各模擬試験の試験監督を行った。平成16年度から、1、2年生の模擬試験の実施は授業のある平日に行うことと変更され、3年生については後記(4)記載のとおり、土曜日に模擬試験を実施することとされた。

イ 週休日において模擬試験を実施することになった平成14年度は、事務処理費から監督を担当する教諭のための保険料が支出され、教諭全員につきスポーツ安全保険（スポーツ活動、文化活動などの社会教育関係団体の団体活動中及び団体活動への往復中がその補償対象とされるが、学校管理下の活動は除かれる。）が掛けられた。これに対し、平成15年度、平成16年度は、保険が掛けられることはなかった。

平成15年2月10日に行われた職員会議において、ある教諭から、土曜日に実施される模擬試験は労保の対象となるのかとの質問がなされ、これに対し、校長は、年間計画に入れておけば大丈夫と思うが県に確認する旨回答した。また、同職員会議においては、別のある教諭から、土曜日に模擬試験を入れなければならないかどうかとも考えてほしい、ボランティアと言って子供のニーズに応えていくのが良いのかどうかなどの意見も出された。

本件事故後、平成17年度は、模擬試験の監督を担当する教諭について、事務処理費から保険に加入し、平成18年度から、「土曜課外のための保護者会」ができ、そこが保険料を負担することとなった。

- (4) 日立二高における模擬試験の実施予定決定の順序は、まず、学年主任が進路指導部と相談の上、次年度における模擬試験実施の年間計画を立て、その外の年間行事とともに次年度の「年間行事予定表（案）」を作成し、「年間行事予定表（案）」は、校長、教頭、事務長、学年主任、部長、教育主任などで構成される運営委員会で検討され、承認を受けた後、職員会議に提案され、同職員会議で「年間行事予定表（案）」が承認されると、正式な年間行

事予定として決定され、（案）の文字が消去される。

その後、新年度（4月）になった後、各学年の学習指導係となった数名の教諭は、その外の教諭に対し、模擬試験の実施予定日が記載された用紙を回覧し、各教諭は実施予定日のうち自己が監督を行うことが可能な日に名前を記入する。平成16年度においては、3年の担任、副担任の教諭（模擬試験にチーフとして立ち会う教諭を除く。）は、3回監督を行うことが要請された。学習指導係は、同用紙をもとにどの教諭がどの模擬試験の監督を担当するかについて決定し、模擬試験の監督は、各学年毎に、担任、副担任の教諭の全員に割り振られた。日立二高において以上のような経過を経て模擬試験を監督する教諭が決定した後、ベネッセなどの業者に対し監督を担当する教諭の氏名が告げられたり、ベネッセなどの業者から日立二高に対し監督を担当する教諭の氏名を問い合わせたりすることはなかった。

(5) 模擬試験の実施に当たり、受験を希望する生徒から受験料が徴収された。

ただし、全員の受験が決まっている模擬試験の受験料については、年度当初に各生徒（保護者）から徴収される一括徴収金から拠出された。受験料は、ベネッセなど模擬試験を提供する業者に対して試験を受験する対価として支払われる額に日立二高の「事務処理費」と称する費用が加算された額となっている。事務処理費を含む上記受験料は、進路指導部の会計担当者が管理し、そのために開設した預金口座に一旦入金され、業者に対する支払のほか、必要に応じ監督業務を行った教諭に対する監督手当やその他の雑費の支払に充てられた。同預金通帳は、日立二高の事務室において保管されていた。

日立二高において、本件事故当時、模擬試験に関する申し合わせ事項（甲22）が存在し、同申し合わせ事項記載のとおりに運営されていた。同申し合わせ事項によれば、本件模擬試験のように週休日に模擬試験が実施される場合、希望者が受験する場合の事務処理費は350円、全員が受験する場合の事務処理費は200円とされていた。他方、ベネッセの設定（甲23の年

間契約料金表）によれば、本件模擬試験と同種の模擬試験の事務処理費は400円とされていたから、日立二高においては、ベネッセの設定する事務処理費の範囲内でこれと異なる運用がされていた。しかし、ベネッセは日立二高の同取扱いについて異議を述べたことはなかったし、同校の運用を確認するなどしたこともなかった。また、日立二高以外の県内の高校においても、その当時、土曜日にベネッセの模擬試験を実施しているところが多く、事務処理費の運用に関して類似のところもあったと推認されるが、ベネッセは同様にそれについて問題としたことはなかった。

上記模擬試験に関する申し合せ事項によれば、週休日に模擬試験が実施される場合、教諭には、監督手当として4時間までならば3000円、4時間を超過すると5000円、昼食代として1000円がそれぞれ支払われるこことされ、4時間を超過する本件模擬試験の監督を行った教諭に対しては、6000円（監督手当の5000円と昼食代1000円の合計額）が支払われた。同金額は、日立二高が自主的に決定し実行していたもので、ベネッセは、日立二高の同取扱いについて異議を述べたことはなかったし、同校の運用を確認するなどしたこともなかった。

監督手当は、進路指導部から教諭に対し、各学期毎にまとめて現金で支払われ、各教諭は監督手当の支払を受けた際、氏名、模試の種類、監督した時間、支給額が記載された書面（甲25）に受領印を押した。

進路指導部は年度毎に模擬試験の収支決算書を作成し、校長の決裁を受けた後、運営委員会及び職員会議において承認を受けた。平成16年度（甲16）において、前年度からの繰越金を含む事務処理費（収入）の概ね半分弱が監督手当の支払に充てられ、その余のうち約42万円は書籍代やビデオ教材の購入のために支出され、28万円余りの残金が次年度に繰り越された。それらの金銭の管理は、日立二高が独自に行っており、ベネッセがそれらに関わったことはない。

(6)ア 上記(4)記載の過程を経て、平成16年2月25日に行われた職員会議において模擬試験の実施予定日を含めた同年度年間行事予定表（案）が承認され、正式な年間行事予定として決定された。模擬試験の実施予定日は同年度の学校要覧中の行事予定表に記載された。

イ 「平成16年度第3学年学習指導係分担（所属長）」と題する表（甲13の18）によれば、平成16年度の模擬試験として、4月24日（土曜日）に河合塾の第1回全統マーク模試及び実務教育出版の第1回就職・公務員模試、5月1日（土曜日）に新宿セミナーの第1回看医総合模試、同月15日（土曜日）に河合塾の第1回全統記述模試、6月5日（土曜日）にベネッセの総合学力マーク模試及び実務教育出版の第2回就職・公務員模試、7月10日（土曜日）にベネッセの総合学力記述模試（本件模擬試験）及び新宿セミナーの第2回看医総合模試、8月7日（土曜日）に河合塾の第2回全統マーク模試、9月11日（土曜日）に河合塾の第2回全統記述模試及び新宿セミナーの第3回看医総合模試、同月25日（土曜日）にベネッセの第1回ベネッセ駿台共催マーク模試、10月16日（土曜日）にベネッセの第2回ベネッセ駿台共催記述模試、同月23日（土曜日）に河合塾の第3回全統マーク模試、11月6日（土曜日）にベネッセの第3回ベネッセ駿台共催マーク模試及び新宿セミナーの第4回看医総合模試、同月20日（土曜日）に河合塾の全統センター試験プレテストが、それぞれ予定されていた。同年6月5日のベネッセの総合学力マーク模試は進学を希望する生徒が全員受験することとされ、原告を含め3年生を受け持つ教諭（副担任を含む。）は全員、同試験の監督を行った。原告は、本件事故以前、本件模擬試験の監督の外、9月25日のベネッセの第1回ベネッセ駿台共催マーク模試、11月6日のベネッセの第3回ベネッセ駿台共催マーク模試の模擬試験の監督を担当することが予定されていた。本件模擬試験のような民間業者の模擬試験の実施日は、予め各民間業者が指

定するもので、日立二高など各高等学校が実施日を自由に決定できるものではない。

(7) 本件模擬試験は、定期的な学力測定により、高校生の学力育成と進路選択を支援することを目的とする進研模試のうちの総合学力記述模試であり、ベネッセが問題の作成、採点、志望校への合格可能性判定などを行うものであった。総計268人の3年生のうち、Bコースの生徒（1ないし3組）全員120人と、その外受験を希望した生徒12人の合計132人が本件模擬試験を受験した。

本件模擬試験のチーフであった[REDACTED]教諭は、平成16年6月15日付けの[REDACTED]校長を作成者とする「平成16年度総合学力記述模試の実施について（同）」と題する保護者宛の案内文（甲15）を起案し、校長、教頭、事務室長らの決裁を受けた上、同案内文を3年生の生徒に配布した。本件模擬試験の対象者は3年生Bコースの生徒全員及び希望者とされており、Bコースの生徒については年度当初に受験料が一括徴収されていたから、改めてこれを納める必要はなかった。上記案内文の下部は切り離して本件模擬試験の申込書として使用できるようになっており、Bコースの生徒も同申込書を提出することとされた。

本件模擬試験終了後、Bコースの生徒については一括徴収金から受験料相当額が拠出され、Bコースの生徒以外で受験を希望した生徒から徴収した金額から事務処理費相当額が控除された残額である受験料相当額とともにベネッセに振り込まれた。

(8) [REDACTED]校長作成の平成19年5月21日付け公務災害認定に係る調査について（訂正・追加説明）と題する書面（甲13の24）には、校内で行う模擬試験の実施主体について、「保護者への案内で校長名で連絡し希望者を募集することで学校が実施主体となる。」との、教諭が模擬試験の監督を実施する際は、所属長の命令によるものかについて、「週休日に実施す

るので、『命令』はできないので、3学年の先生方を中心に相談し、都合をつけて監督を実施している。」との記載がある。さらに、模擬試験は勤務日には実施できないのかについて、「3学年の模試は、受験する科目数の関係で勤務日の実施は難しい。」との、また、その理由として「①業者による実施日の指定がある。学校行事があり指定された日では実施できない。16年7月10日の前には一斉試験があり、後では大学説明会・就職模擬面接・校内競技会が予定されていた。②放課後の時間では無理である。」との記載がある。加えて、監督手当の費用は業者が負担しているのかについて、「受験料を徴収し、手数料を差し引いて業者へ送金している。手数料は、監督料（一人当たり半日4,000円）や受験対策資料代などに当てている。」との記載がある。

2 上記認定事実、関係法令等の定めを前提に、以下争点について判断する。

(1) 地方公務員が災害を受けた場合に、それが公務災害として認定されるためには、当該災害が任命権者の支配管理下にある状況で発生し（公務遂行性）、当該災害と公務との間に相当因果関係が認められること（公務起因性）が必要である。原告は、本件模擬試験の実施の経緯、実施の方法から、本件模擬試験の監督業務に公務遂行性が認められるから、本件事故は公務上の災害であると主張する。

ア 本件事故当日の平成16年7月10日は土曜日であり、週休日であるから、教育職員にとって正規の勤務時間には当たらないところ、給特法6条によれば、政令で定める基準に従い条例（給特法条例）で定める場合を除き時間外勤務を命じることができない。そして、本件模擬試験の監督は、給特法条例7条2項が定める、正規の勤務時間に当たらない場合において例外的に時間外勤務を命じができるいづれかの業務（4つの業務）のいづれにも当たらない（このことは、原告も認めている。）から、■校長は、原告ら教諭に対し、本件模擬試験の監督につき時間外勤務を命じ

ることはできず、実際上も時間外勤務を命じたことはない。

そして、過去の経緯を検討してみると、平成14年度から週休2日制が実施されたことに伴い、日立二高において、週休日である土曜日を利用して民間業者の模擬試験を行うこととなり、その試験監督に同校の教諭が当たることが職員会議に諮るなどの手続を経て決まり、以後そのように実施されてきており、校長の教諭に対する職務命令という手段によって実施しているのではなく、同校教諭の自主的な合意、了解に基づき行われてきたと認められる。ただ、週休日にそのような負担を教諭に課すことはその不利益も小さくないから、日立二高において模擬試験に関する申し合わせ事項を自主的に作成し、それに対する最低限の償いとして、事務処理費の中から監督手当、昼食代を支払うことを決定し、実行してきており、生徒、保護者も、上記不利益を受忍する教諭に対し上記申し合わせ事項に記載された監督手当、昼食代を支給することを了承していたものと推認される。

イ 模擬試験の問題文の作成、採点、志望校への合格可能性の判定、模擬試験の実施日の決定等は全てベネッセなどの民間業者が行っており、日立二高はそれらに関与していない。他方、模擬試験の監督者の決定、その実行は全て日立二高において教諭が自主的に決定し、それに基づき実行しており、監督を担当する教諭の決定、監督手当の支払などにベネッセなどの民間業者は全く関わっていない。

ウ 日立二高において、本件模擬試験の監督を行った教諭に対して、生徒（保護者）から集めた事務処理費から監督手当や昼食代が支払われており、ベネッセから教諭に対しそれらが直接支払われたわけではなかった。また、同金額は、日立二高が自主的に決定したもので、ベネッセは、日立二高の同取扱いについて異議を述べたことはなかったし、同校の運用を確認するなどしたこともなかった。さらに、これらの教諭が試験監督について地方公務員法38条1項所定の営利事業等への従事の許可を得た事実もない。

エ 以上のような事実を総合すると、ベネッセと本件模擬試験の監督を担当することとなった原告のような日立二高の教諭との間に、雇用契約の成立又は雇用関係類似の法律関係の成立は認められないものと言うべきである。

オ そして、日立二高において週休日に実施する模擬試験の監督を教諭が行うことについて、⑦平成14年度は、事務処理費から監督を担当する教諭のための保険料が支出され、教諭全員につきスポーツ安全保険が掛けられたこと、①平成15年2月10日に行われた職員会議において、ある教諭から、土曜日に実施される模擬試験は労保の対象となるのかとの質問がなされ、これに対し、校長は、年間計画に入れておけば大丈夫と思うが県に確認する旨回答し、また、別のある教諭から、土曜日に模擬試験を入れなければならぬかどうかも考えてほしい、ボランティアと言って子供のニーズに応えていくのが良いのかどうかなどの意見も出されたこと、⑦本件事故後のことではあるが、日立二高において、平成17年度は、模擬試験の監督を担当する教諭について、事務処理費から保険に加入し、平成18年度からは、「土曜課外のための保護者会」ができ、そこが保険料を負担することとなったなどの事実が認められることは、上記のとおりである。このような事実は、日立二高において、本件模擬試験のような模擬試験の監督業務は公務性がない、又は、公務性がないおそれがあるということを前提として対応していたと理解するのが自然である。

カ 以上の検討結果を踏まえると、本件模擬試験の監督業務はベネッセと原告ら日立二高の教諭との間の雇用契約又は雇用関係類似の法律関係に基づくものではないが、日立二高の■校長が原告らに対し職務命令を発令して監督を命令したものでもないし、事実上それと同視すべき事情も認められないから、本件模擬試験の監督は任命権者の管理支配下にあったとは認めることはできず、公務遂行性を認めることはできない。そして、本件事故は、原告が本件模擬試験の監督を行うため、日立二高に向かう途中で後

続車に衝突されて生じたものであるから、本件模擬試験の監督業務に公務遂行性が認められない以上、本件事故は公務上の災害とは認められない。

(2)ア　原告は、本件模擬試験の実施の経緯、実施の方法から実質的に判断すれば、原告にとって、本件模擬試験の監督業務は日立二高で分担する職務に該当するから、観念的には校長の職務命令に基づき遂行された公務であり、本件事故は公務により生じたものと認められると主張する。

この点、本件模擬試験は、日立二高の学習指導上重要なものであり、同校の年間の行事予定の一部に組み込まれていると言えるが、本件模擬試験の実施の経緯、実施の方法から判断すると、校長の教諭に対する職務命令という手段によって実施しているのではなく、同校教諭の自主的な合意、了解に基づき行われてきており、本件模擬試験の監督業務が任命権者の管理支配下にあったとは認めることはできず、公務遂行性を認めることはできないことは、上記(1)記載のとおりである。上記のような事実は結論に影響を及ぼすものではない。

イ　原告は、模擬試験の実施日、実施内容などについては進路指導部が原案を作成し、職員会議で承認された後、校長の決裁を経て日立二高の年間行事予定となり、年間行事予定表及び公式な文書である学校要覧にも掲載された、本件模擬試験の実施主体が民間業者（ベネッセ）であるというのは実体と懸け離れているなどと主張する。

確かに、本件模擬試験の監督決定に至る手続、その後の取扱いは原告が主張するとおりであるが、それらの事実から、公務遂行性を認めることはできず、上記のような事実は結論に影響を及ぼすものではない。

ウ　原告は、各担当者の名前の入った分担表が作成され、配布され、一旦監督と決定された以上、監督となった各教諭は勝手に欠席することはできないことを主張するが、予め各教諭の都合を聴いた上分担を決定した以上それは当然のことであり、そのこと故に公務遂行性を認めることはできず、

上記のような事情は結論に影響を及ぼすものではない。

エ　原告は、本件模擬試験の対象者は3年生のうちBコースの生徒全員及び希望者とされており、Bコースの生徒については、その受験料が経費として一括徴収されていたから、上記案内文により申込みをしなくとも全員が受験することにされていたことを根拠として主張するが、そのような事情は結論に影響を及ぼすものではない。

オ　原告は、監督業務に従事した教諭に対する日当は、生徒が負担した金銭の中から支給されるもので、同日当は、模擬試験の業者から振り込まれるのではないこと、教諭に対する労務提供の対価としては支払われる額は低額に過ぎることなどから、模擬試験の業者からの対価という性質を有しないものであるなどと主張する。

監督業務に従事した教諭に対して支払われる金銭が模擬試験の業者から支払われる対価という性質を有しないことは、上記認定のとおりであるが、そのような事実は結論に影響を及ぼすものではない。

カ　以上から、原告の上記主張はいずれも理由がない。

第4 結論

以上から、原告の請求は理由がないからこれを棄却することとし、訴訟費用の負担について行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

水戸地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官　　窪　　木　　稔

裁判官　　田　　中　　正　　哉

裁判官 蓬 江 美 佳